

長崎国際大学 新興ウイルス感染症等における課外活動レベルについて

レベル (想定する状況)		想定するレベル 要請状況	基準	課外活動
0	制限レベル 0	平常時、危機がない、及び感染の心配が無い状態	通常どおり	通常どおり
1	制限レベル 1	政府及び自治体からの自粛要請は出ていないが、大学が感染への注意が必要な状態と判断した場合	各施設の利用制限に応じ、自主開催行事を可能とする ただし、2人以上で1部屋を使用する宿泊等は避ける なお、公共（国・自治体）宿泊施設に関しては、1部屋の宿泊人数は施設の指示に従うこと 課外活動施設における感染症対策を遵守して行動する 複数人での飲食を伴う行事は認めない	<u>基本的な感染症防止対策を講じた課外活動を認める</u> ・本学のマナバ「健康チェック」を行い、未提出者は活動に参加できない。また活動前の部員、指導者（顧問含む）の「健康チェック」必須。 ・強化指定部員については、上記に加え、大学スポーツ協会のサービスであるポータルサイト「ONETAP」のチェックも必須とする。（以降、遵守事項）
2	制限レベル 2	政府及び自治体からの自粛要請は出ていないが、大学が感染への注意が必要な状態と判断した場合、さらに大人数での行事、イベント等について注意喚起が必要と判断した場合	各施設の利用制限に応じ、自主開催行事を可能とする ただし、2人以上で1部屋を使用する宿泊等は避ける なお、公共（国・自治体）宿泊施設に関しては、1部屋の宿泊人数は施設の指示に従うこと 施設の感染症対策を遵守して行動する 複数人での飲食を伴う行事は認めない	<u>感染防止に十分留意した課外活動を認める（学外者との練習試合を含めた交流も認める）</u> ・学外での活動の際は、必ず学外者の「健康チェック」を受ける ・指導者は原則、指導管理を行うが、学生代表も可とする。 ・教室の利用人数制限はなし。 ・共用室での活動、長居は不可。（以降、遵守事項）
3	制限レベル 3	政府による「まん延防止等重点措置」の発令、外出自粛・往来自粛要請 自治体による独自の「まん延防止等重点措置」の発令、外出自粛・往来自粛要請が発出された場合 ※自治体等から、大学等における新興ウイルス感染症等への対応に関する留意事項で、課外活動への自粛要請が出ていない場合	自主開催行事（対面型の行事・イベント・合宿・練習試合等）の中止または延期	<u>感染防止を十分ふまえた「活動計画書」を提出し、許可された場合のみ課外活動を認める</u> ・原則、課外活動中（練習中）マスク着用（マスク着用が難しい活動の場合は相談すること） ・課外活動前後の車での移動は、1人で移動（車での部員同士での同乗などは控える） ・指導者の管理指導の下、ルールを徹底させる。 ・課外活動の際の教室の利用人数制限は座席数の半数とする ・学外者との交流は禁止（以降、遵守事項）
4	制限レベル 4	政府による「緊急事態宣言」の発令、外出自粛・往来自粛要請 自治体による独自の「緊急事態宣言」の発令、外出自粛・往来自粛要請が発出された場。 ※自治体等から大学等における新興ウイルス感染症等への対応に関する留意事項で、課外活動への自粛要請が出た場合	学内外を問わず、原則、対面での活動の中止	<u>原則、活動の中止、及び学内の課外活動施設への立入禁止</u> 但し、特別な理由による活動（大会出場、上部団体の要請等）の場合、最大の感染症対策を明記した「感染防止練習計画書」及び主催団体の要項の写しを提出し、許可された場合のみ活動を認める。 感染リスクの高い活動（身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動等）は原則禁止とし、コロナ感染症対策の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。
5	制限レベル 5	政府による「緊急事態宣言」の発令、「レベル 4」の状況に加え、大学・学校等への休講・休業要請、外出自粛・往来自粛要請等、重大な状況 ※自治体による独自の「緊急事態宣言」の発令、大学・学校等への休業要請、外出自粛・往来自粛要請活動中止（オンラインでの活動を除く）	活動禁止、さらに学内の課外活動施設への立入禁止（オンラインでの活動を除く）	<u>活動の禁止、及び学内の課外活動施設への立入禁止</u>

※ この基準は感染増加が止まり、感染拡大前の状況（国・地域と人の往来が再開される）に戻るまでとする。

※ この基準のレベル判断については、市中の感染状況や政府・行政機関からの要請等を勘案のうえ、適時、大学執行部（部局長会議）・学生課・スポーツ支援振興室において決定する。
なお、レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討した上で、上記にない措置を大学側が設定する場合がある。

※ 活動レベルの目安、特に政府、自治体による発令、自粛を含めた要請があった場合
レベル 3：「まん延防止等重点措置」の発令等があっても、大学に対して休講・休業要請が出ていない状態
レベル 4：「緊急事態宣言」発令等により大学に対して休業・休講要請が出ている状態
レベル 5：重大な緊急事態

※ 課外活動施設（部室を含む）の利用ルール及び活動内容の詳細等については、学生課とスポーツ支援振興室で確認する。

※ 本方針（案）については、スポーツサポーターセンター、スポーツ支援・振興室、強化指定部情報交換会、学生課、学生委員会、CH サポート室にて検討し作成。